

未来につながる持続可能な農業推進コンクール公募要領

第1 総則

令和2年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールに係る公募の実施については、この要領に定めるところによる。

第2 趣旨

農林水産省は、農業生産活動の持続性を確保するため、農業の自然循環機能を生かし、農業生産に由来する環境への負荷を低減する取組として、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進するほか、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取組であるGAPを推進しているところ。

国際的にも、2015年国連サミットにおいて、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む2016年から2030年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、その中に循環型社会や温暖化対策、生物多様性保全が位置づけられており、現在も各分野において具体的な取組がなされているところである。

また、2021年7月に開催が延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、大会運営に当たって、持続可能性を十分に考慮した調達を行うために、「持続可能性に配慮した調達コード」が策定され、GAP認証の取得等が要件とされているほか、有機農業も推奨事項とされている等、国内においても持続可能性に配慮した取組への機運が高まっている。

さらに、ASIAGAPが平成30年に国際基準を示す認証規格として承認されるとともに、世界の有機食品売上が10年で2倍に増加するなど、近年急速に市場拡大しており、これらの認証は更なる農産物の輸出拡大を進める上でも重要なツールとなっている。

これらの情勢を踏まえ、持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善等に取り組んでいる農業者等を表彰する「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」の公募を行うものである。

第3 表彰点数

農林水産大臣賞 2点以内

(1) GAP部門 1点以内

(2) 有機農業・環境保全型農業部門 1点以内

生産局長賞 6点以内

(1) GAP部門 3点以内

個別経営の部、団体の部、人材育成の部

(2) 有機農業・環境保全型農業部門 3点以内

個別経営の部、団体の部、人材育成の部

第4 表彰対象者

(1) G A P 部門

第三者認証を備えたG A P (GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP) を取得し、かつ、継続的なG A Pの取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保について顕著な成果を上げている農業者、農業団体及び教育機関等。なお、実需者と連携した取組についても表彰の対象とする。

(2) 有機農業・環境保全型農業部門

有機農業をはじめとする環境保全型農業の取組を通じて、環境負荷低減や生物多様性など環境の保全等に顕著な成果を上げている農業者、農業団体及び教育機関等。なお、実需者と連携した取組についても表彰の対象とする。

第5 応募

コンクールに応募しようとする者(自薦・他薦を問わない。)は、応募用紙に必要事項を記入し、G A P部門にあつては都道府県G A P担当部署に、有機農業・環境保全型農業部門にあつては都道府県環境保全型農業担当部署に、原則として令和2年9月18日までに提出する。なお、単一の都道府県をまたぐ取組の場合は農林水産省生産局農業環境対策課に相談すること。

第6 都道府県の推薦

都道府県G A P担当部署及び環境保全型農業担当部署は、応募用紙の提出のあった事例について書類審査を行い、必要に応じて現地調査や市町村からの意見聴取を実施後、推薦調書を添付した上で、北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課、その他の都府県にあつては農林水産省地方農政局生産部生産技術環境課に令和2年10月16日までに提出するものとする。なお、推薦書は、必要に応じて市町村が作成することができるものとする。

第7 選賞審査及び決定

G A Pや有機農業・環境保全型農業等に関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置し、別紙審査項目による書類審査を行う。

なお、審査委員会議事は、原則非公開とする。

受賞者決定については、農林水産省のホームページでお知らせすることとし、表彰式の開催等の詳細については、都道府県を通じて受賞者に連絡することとする。

第8 個人情報の取り扱い

応募用紙に記載された個人情報は、本コンクールに関連する用途以外に使用しない。

第9 その他

応募者には、応募後の広報等にご協力をお願いすることがある。

未来につながる持続可能な農業推進コンクール審査項目

(1) G A P 部門

各部に共通する審査項目

審査項目	審査基準
生産工程管理の改善に向けた取組	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の項目についてG A Pを実施し、これらの項目の中で特筆すべき取組を行っている。
G A Pの継続に向けた取組	G A Pの継続にあたり、取組に要する負担を軽減し、継続を容易なものとするための工夫を行っている。
生産効率性の向上に向けた取組とその効果	G A Pを通じて、作業の効率化や資材・労働時間の削減が図られている。
経営の改善に向けた取組とその効果	G A Pを通じて、実需者との連携による取引の拡大、コスト削減、従業員の意識向上などの経営改善が図られている。
地域の内外への波及に向けた取組	消費者や流通関係者等への啓発、関係者との交流を通じて、地域の内外にネットワークを構築するなどの取組を行っている。

※ 人材育成の部については、以下の項目についても審査を行う。

審査項目	審査基準
教育機関における人材育成活動	独創的なG A P教育カリキュラムの策定、G A P教育の充実等により、次代の農業者やG A P指導者などの人材育成のための工夫した取組を行っている。
教育機関における地域の牽引役としての貢献	地域の農業者等を対象としたG A Pに関する教育・研修の実施やG A P認証審査の公開等、G A Pの普及に関して地域を牽引する役割を果たしている。

(2) 有機農業・環境保全型農業部門

各部に共通する審査項目

審査項目	審査基準
土づくりの取組	土壌診断に基づく肥培管理・土壌管理、地域資源の活用、土壌の浸食・流亡対策、これらの取組へのICT等の活用などの取組を行っている。
地球温暖化抑止や生物多様性保全などの取組	土壌中への炭素の貯留、メタン・NOx等の発生抑制、農地・周辺的环境への影響が少ない栽培管理や防除手法の選択・実施、水棲生物や土壌生物の生息状況の維持・改善等につながる取組を行っている。
効率的な生産に向けた取組	有機農業等に適した農地の確保による面積拡大、有機農地の集約化、地域内外の関係者間での技術等の共有、民間企業等と連携した技術の開発・導入など、効率的な生産の取組を行っている。
地域内外・他業種と連携した安定出荷・販路確保の取組	面積拡大や生産者のグループ化によるロットの確保、共同出荷や流通事業者との連携による流通コストの低減、加工事業者等と連携した出荷の工夫、小売事業者等と連携した販売機会の多様化、輸出などの新たな販路の確保の取組を行っている。
地域内外の消費者等への情報伝達の取組	消費者や実需者のニーズの把握、消費者や幅広い業界へ有機農業等の特徴を伝える取組、生産履歴の公開・見える化、学校給食への提供を含む食育活動、有機農業等を活かした地域振興など、地域内外の消費者等への情報伝達の取組を行っている。

※ 人材育成の部については、以下の項目についても審査を行う。

審査項目	審査基準
地域のリーダーとしての人材育成活動	地域の新規就農者や転換者に対する技術面や経営面の指導、指導者育成などの人材育成活動を行っている。
教育機関や地域が一体となった人材育成活動	教育機関における有機農業や環境保全型農業のカリキュラムの導入や自治体やJAと連携した新規就農希望者の就農相談窓口の設置など、人材育成のための取組を行っている。